

令和8年3月16日

大阪市長 横山 英幸 様

大阪市公正職務審査委員会
委員長 金井 美智子



公益通報（整理番号 R07-90-85）の対応について（勧告）

標題について、本委員会において調査及び審議を行った結果、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」第9条第1項の規定に基づき、次のとおり改善を勧告します。

必要な措置をとられるとともに、その内容を本委員会に報告してください。

記

1 通報概要

区長は、令和6年及び令和7年にプロ野球観戦チケット（以下「野球観戦チケット」という。）を区役所庁舎内で連合振興町会の元会長（以下「元会長」という。）から連合振興町会長（以下「会長」という。）を通じて受け取り、同チケットを使用して観戦した。

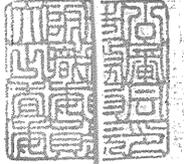
区長は、野球観戦チケットの提供者に相応のものを返したので問題ないとの認識のようだが、金券を庁舎内で受け取ることそのものが、コンプライアンス違反になるのではないか。

2 調査の実施

本件公益通報は、区長の違法又は不適正な行為に関する内容が含まれていることから、本委員会（第1部会）において調査することとした。

(1) ヒアリング調査

本件通報内容の関係職員に対するヒアリング調査を本委員会からの指示により事務局である総務局監察部が実施し、その結果を踏まえ、本委員会が区長に対するヒアリング調査を実施した。



(2) 本件調査に関する補足事項

本件公益通報には、区長、元会長及び会長が特定される情報が含まれていたが、通報者及び調査協力者等の保護の観点から、個人の特定につながる情報は可能な限り秘匿することとした。

また、本件調査の過程で収集した資料（ヒアリング調書等）及び本件調査に係る審議資料については、公文書として公開されることを前提としていないため、本勧告文及び勧告の要旨を除いて、非公開とすべきである旨申し添える。

3 調査結果

(1) 野球観戦チケットの受領の有無、経緯

区長は、野球観戦チケットを元会長から直接又は元会長より言付けを受けた会長を介して、年1回合計3回受領したことを認めた。受領場所の確かな記憶はないが、区長として出席した会合や地域の行事の際に渡されたと述べた。

区長は、元会長自身又は親族が営む事業の販売促進用等として、野球観戦チケットを保有しているようであると述べた。

(2) 区長の認識、野球観戦チケットを受領した理由

区長は、利害関係者から物品を受領することが、大阪市職員倫理規則（平成23年大阪市規則第132号。以下「倫理規則」という。）で原則禁止ということは認識していたが、社会的儀礼の範囲のものであれば問題ないと考えていた。また、物品を受領したときは、それ相応の御礼を必ず返すようにしていると述べた。

区長は、野球観戦チケットを受領できない旨を説明はしたが、無碍に断ることは失礼であり、地域（団体や住民）との関係性の悪化にもつながりかねないことを考慮した旨を述べ、区長の立場としてはできないが、元会長と学校の同窓という関係もあり、自身も当該連合振興町会の地域内に居住している地域住民でもあることから、区長としての立場ではなく地域住民の立場として受領した上で、野球観戦チケットの価格以上のものを元会長に送付したと述べた。

4 判断

本件調査において確認された区長が地域住民から野球観戦チケットを受領した事実について、物品の受領に関する大阪市の条例、規則、ルール等に抵触するおそれがあるか検討する。

(1) 倫理規則第3条第1項第1号該当性

ア 元会長が「利害関係者」に該当すること

倫理規則第3条の「利害関係者」について、大阪市職員基本条例（平成24



年大阪市条例第 71 号) 第 7 条は、「職務上利害関係のある者」と規定する。

この点、倫理規則の運用指針(利害関係者との関係)には、「職員基本条例の『利害関係者』の定義は、補助金の交付対象、許認可の対象、契約の相手方などといった、具体的な人の属性を示していません。」「大阪市職員基本条例及び大阪市職員倫理規則では、利害関係者の範囲を広く捉えており、現在の担当業務上で利害関係のある者のすべてが、ここでいう『利害関係者』に当たります。」との記載がある。このように、上記の大阪市の各種の規定は、市民の疑念や不信を招くような行為の防止という観点で「利害関係者」の意義を広く捉えていると解される。

区長に対するヒアリングによると、元会長は連合振興町会や地域活動協議会といった市民活動団体の今は役員ではないものの、かつては連合振興町会の会長に就任し、今の会長に対して野球観戦チケットを区長に手交するよう言付けをするような関係性を現在も有していることからすれば、市民活動団体の役員ではないというだけで、元会長の「利害関係者」該当性を否定することはできない。

加えて、区長が野球観戦チケットの受領をその場で拒否できなかった理由として、無碍に断ることは失礼であり、地域との関係性の悪化にもつながりかねない旨をヒアリングにおいて述べていることから、元会長は、職務上利害関係のある者、すなわち、倫理規則第 3 条第 1 項第 1 号の「利害関係者」に該当する。

イ 野球観戦チケットが「物品」に該当すること

倫理規則第 3 条第 1 項第 1 号は、受けることが禁じられるものとして「…物品(宣伝用の物品又は記念品であって広く一般に配布されるものを除く。)」と規定する。括弧内で宣伝用に広く一般に配布されるもの(カレンダーやボールペン等)を受領することを違反行為としていないのは、それが必ずしも市民の疑念や不信を招くようなものではないからであると解される。

本件の野球観戦チケットはプロ野球の試合に係るもので相応の経済的価値があり、広く一般に配布されるものとはおよそ言えず、倫理規則第 3 条第 1 項第 1 号に規定する「物品」に該当する。

なお、上記 3 (2) のとおり区長は同等以上のものを元会長に送付した旨を述べるが、そもそも公務員である大阪市職員が利害関係者から物品を受領することを原則禁止している倫理規則によれば、受領時点において物品受領に該当するのであり、受領後に同等以上の物品等を送付したとしても、同規則への抵触が事後的に解消されることにはならない。



ウ 小括

よって、倫理規則第3条第1項第1号の違反が認められる。

(2) 倫理規則第3条第3項該当性

元会長が「利害関係者」に該当するとしても、区長との関係において倫理規則第3条第3項の「私的な関係…がある者であって、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合」に該当すれば、区長は同条第1項第1号の行為をなし得る。

この点、元会長と区長が学校の同窓である旨の供述があるが、仮にそのような事実が認められるとしても、学校の同窓であるという以上の事実が不明であること、区長は「区長として」ではなく「居住する地域住民として」野球観戦チケットを受領した旨を述べるものの当該地域住民に広く野球観戦チケットを配布するというようなことはおよそ想定されないこと、また、会長を介して提供したことがあるという事実からすればおよそ私的な関係を伺わせるものではないことに加え、野球観戦チケットに相応の経済的価値があること、区長の供述によると野球観戦チケットは「区長として」出席した会合等の際に渡されたことからすると、倫理規則第3条第3項で規定する「公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合」とはいえない。

よって、倫理規則第3条第3項該当性は認められない。

(3) 倫理規則第3条第4項該当性

上記(1)アにおいて、元会長は「利害関係者」に該当すると述べたが、仮に、「利害関係者」該当性が否定されたとしても、当該元会長から、区長が野球観戦チケットを受け取ったことが、倫理規則第3条第4項「社会通念上相当と認められる程度を超えて…財産上の利益の供与を受け…」に該当する場合は同項に反するため、以下で検討する。

野球観戦チケットの提供を無償で受けることは、当該チケットが相応の経済的価値を有すると解される以上、「財産上の利益の供与」といえ、また、3年前から毎年受領していることからしても、「社会通念上相当と認められる程度を超えて」いると解される。

なお、上記3(2)のとおり区長は同等以上のものを元会長に送付した旨を述べるが、市民の疑惑や不信を招くような行為の防止という倫理規則の趣旨からすれば、同等以上の物品等を送付したとしても、市民の疑惑や不信を払拭できるものではなく、同規則への抵触が事後的に解消されないことは、同規則第3条第4項該当性についても同様である。



よって、本件において、元会長が倫理規則第3条第1項第1号「利害関係者」に該当しない場合であっても同条第4項の違反が認められる。

5 勧告

上記4の判断に基づき、次のとおり勧告をする。

大阪市長は、本事例を踏まえ、区長をはじめとした全区役所職員に対して、「大阪市職員倫理規則」及び同規則に基づく「市民活動団体との協働推進における区役所職員のコンプライアンス上の留意点」（区長会議作成）に係る遵守状況について改めて確認を行い、同種事案の再発防止のために必要な措置をとること。

講じた措置内容について、令和8年10月30日までに、本委員会に報告すること。

6 付言

「大阪市職員倫理規則」及び同規則に基づく「市民活動団体との協働推進における区役所職員のコンプライアンス上の留意点」に関して、職員の理解不足が見受けられた。職員が解釈や判断に迷うことのないよう、判断基準等の記載内容を改めるとともに、遵守状況の確認体制の見直し及び理解度向上に向けた教育、研修を検討するよう付言する。

(調査及び審議に関与した委員の氏名)

金井美智子委員、原繭子委員、林裕之委員